

使用開始日 2011.03.15

アムンディ・リそなインド・ファンド

追加型投信／海外／株式

愛称:

マハラジャ



- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・リそなインド・ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年3月14日に関東財務局長に提出しており、平成23年3月15日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧できます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記＜ファンドに関する照会先＞までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年2回	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

■ 委託会社〔ファンドの運用の指図を行う者〕

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設 立 年 月 日: 1971年11月22日

資 本 金: 12億円(2010年9月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:

1兆5,954億円(2011年1月末現在)

■ 受託会社〔ファンドの財産の保管および管理を行う者〕

株式会社 リそな銀行

(再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ ＜ファンドに関する照会先＞

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス: <http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

◎ファンドの目的

ファンドは、主としてインドの株式※へ投資を行うファンドと本邦通貨表示の短期公社債等に投資するファンドに投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の成長を目指した運用を行います。

※ADR(米国預託証券)およびGDR(グローバル預託証券)を含みます。ADR、GDRを含むDR(預託証券)とは、ある国の企業の株式を当該国以外の市場で取引することを可能とするため、取引される市場の現地の法律にしたがい発行される代替証券のことで、株式と同様に取引所等で取引されます。

◎ファンドの特色

- 1 主として、インドの株式に投資するルクセンブルク籍の「Amundi Funds インドファンド」I4クラス(米ドル建)と日本籍の「CA マネープールファンド(適格機関投資家専用)」(円建)に投資します。
- 2 「Amundi Funds インドファンド」I4クラスの組入比率を原則として90%以上に保つこととします。
- 3 原則として、為替ヘッジは行いません。ファンドの基準価額は、主に円対米ドルおよび米ドル対インドルピーの為替相場の動きにより変動します。
- 4 運用にあたっては、アムンディ・ホンコン・リミテッドの投資助言を受けます。

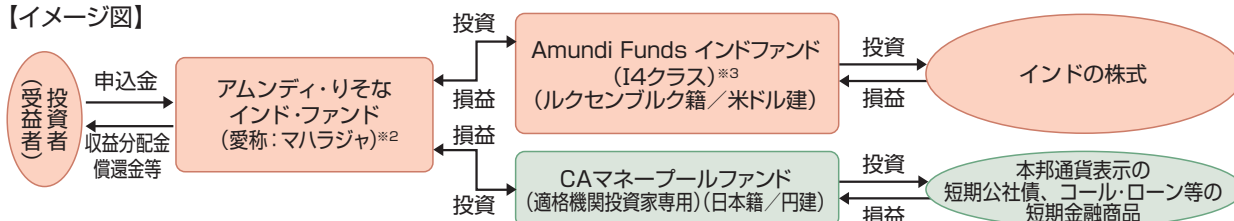
1982年に設立され、アムンディ・グループのアジアにおける資産運用拠点として運用実績を有します。

◎ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式※¹で運用します。

※¹ 投資信託のことをファンドといい、ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託に投資する投資信託のことをいいます。投資先の投資信託から株式や債券などへ投資します。

【イメージ図】



※² アムンディ・リソナインド・ファンドは、MSCI インド 10/40*を参考指数とします。

* MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、その他の知的財産権はMSCI Inc.に属しております。

※³ 「Amundi Funds インドファンド」のI4(アイフォー)クラスは、「マハラジャ」の日本での設定にあたり新たに設定され、既存のクラスと合わせた合同運用が行われています。I4の「I」は、「Institutional Investor」の略で「機関投資家」を意味します。

◎主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

◎分配方針

毎決算時(毎年6月15日および12月15日。休業日の場合は翌営業日とします)に、原則として以下の方針により分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 留保益の運用について、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主要投資対象とするファンドの概要

Amundi Funds インドファンドの概要 (ルクセンブルク籍会社型投資信託／米ドル建)

設 定 日：2006年1月31日

ベンチマーク：MSCI インド 10/40

純 資 産：約904百万米ドル(約743億円@82.13円、2011年1月31日現在)

信 託 報 酬：年率0.85%以内

[内訳]運用会社：年率0.45%、保管銀行業務および管理事務(監査等)：年率0.40%以内

運 用 会 社：アムンディ・ホンコン・リミテッド

《ファンドの特徴》

- ・インドの株式を中心に運用します。
- ・銘柄選択に重点をおいたボトムアップ・アプローチによるアクティブ運用を行います。
- ・入念な企業分析や独自の調査が、付加価値を生み出します。ファンドマネージャーは、投資先企業の利益成長の潜在能力や投資先企業が利益成長を達成しうる経営陣の資質、財務内容を備えているかなどを検討します。

●ファンドの運用プロセス

- インド株式運用における運用哲学は「アセット・アロケーション・オーバーレイを加味した銘柄選択」です。
- 綿密なリサーチおよび分析に基づく銘柄選択と、緊密なチーム・ワークと全運用スタッフの相互作用が一体となって成長性を重視したボトムアップ・アプローチによる投資を実行しています。

<銘柄選択のポイント①：定性評価の基準>

- ・割安なバリュエーションと高い利益成長の見込める企業
- ・投資格付の引上げが近いと見込める企業

企業	経営	産業
・競争上の優位性 ・ニッチ市場や業界における支配的立場 ・事業の集約度 ・高付加価値なビジネス ・内部成長と合併による成長	・強固な経営陣 - 明確なビジョン - 真摯な姿勢 - トラック・レコード - 実行力 ・情報開示、透明性 ・少数株主への対応 ・技術革新	・産業の成熟度 ・参入障壁 ・景気サイクル ・競争 ・規制環境

<銘柄選択のポイント②：定量評価の基準>

利益成長の牽引力	財務内容
・安定した売上成長力 ・利益率の維持と拡大 ・コスト構造とコスト管理 ・価格決定力 ・ROEの要因分析	・現預金と内部資金量 ・ギアリング・レシオ ・各国特有の会計処理 ・加重平均資本コスト ・投下資本利益率
利益予測 ・外部要因の見直し修正に伴う定期的な業績予想見直し ・利益変動要因となり得る要素を予測 ・外部アナリストと社内予想との定期的な比較検討	

<銘柄選択のポイント③：バリュエーションにおける基準>



CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)の概要(日本籍契約型投資信託/円建)

設 定 日：2007年11月7日

純 資 産：約7.8億円(2011年1月31日現在)

信 託 報 酬：年率0.0525%～0.3675%(税抜年率0.05%～0.35%)

運 用 会 社：アムンディ・ジャパン株式会社

《ファンドの特徴》

主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。

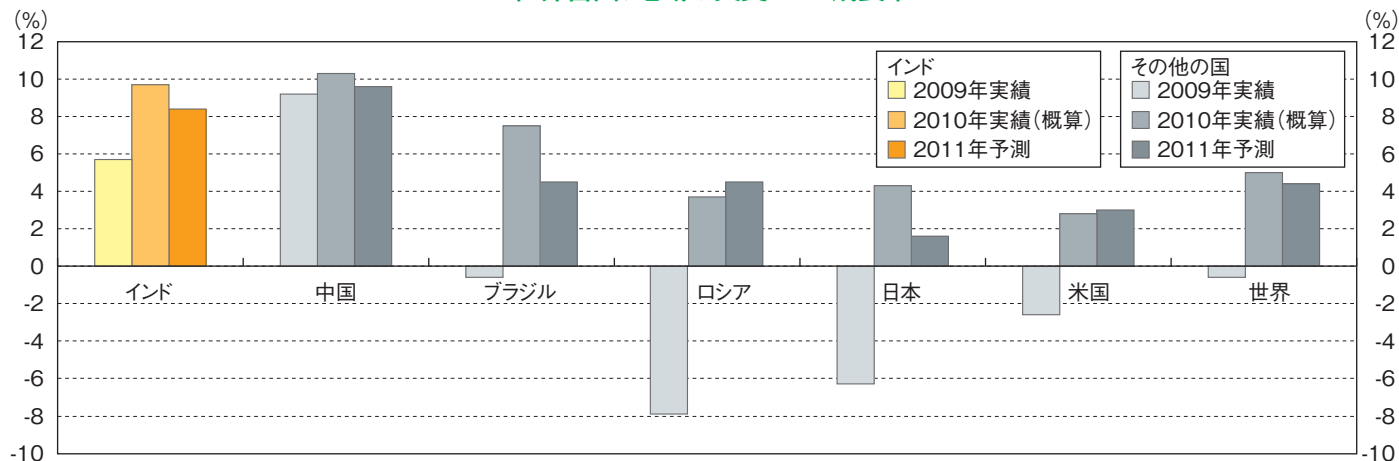
◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



インド：高い経済成長率

インドは、先進諸国に比べて高い経済成長を見せており、国内総生産(GDP)は急速に拡大しつつあります。世界金融危機により一時鈍化した成長率は、その後、安定的成長軌道に回帰し、今後数年はこの傾向が続くと見られています。

世界各国、地域の実質GDP成長率



出所：IMF「World Economic Outlook Update January 2011」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。



インド：経済成長の3つの源泉

高い経済成長を支える源泉は①「豊富な人口」、②「所得の向上」、③「インフラ投資」の3つです。マハラジャはこの3つのテーマに注目をして投資を行うファンドです。

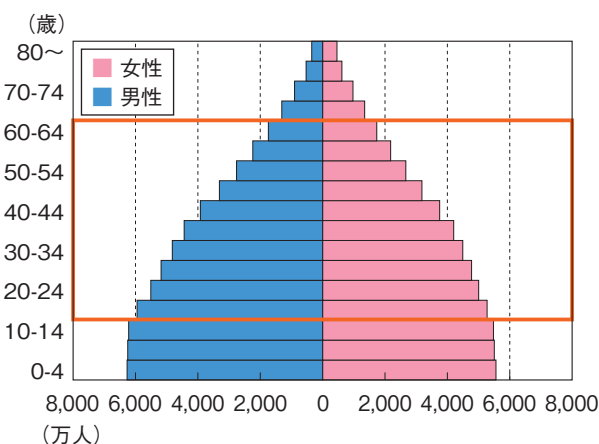
① 豊富な人口

若い人口構成

インドの人口は約11億人で世界第2位の規模です。現時点において労働力人口*が豊富な事に加えて、若年層が厚く、今後も豊富な労働力と消費の拡大が期待されます。

*労働力人口とは、15歳以上の働く意思と能力を持つ人口のことです。

インドの人口構成比率 2011年(予想)

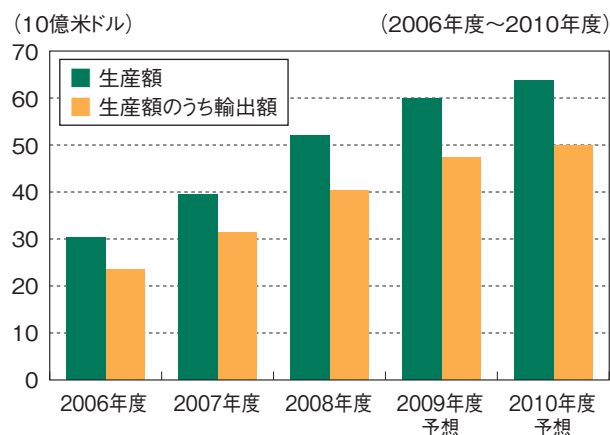


出所：US Census Bureau「International Data Base」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

国際競争力

若くて英語が話せる優秀な人的資源を背景に、インドではITコンサルティングやコンピューター・ソフトウェアなどのIT関連産業が急成長しています。

ITサービス業及びソフトウェア等製品技術開発業の生産額・輸出額



出所：インド全国ソフトウェア・サービス業協会(NASSCOM)発表データを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*上記は過去の実績であり、今後のインドの成長性や当ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

*上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

*当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

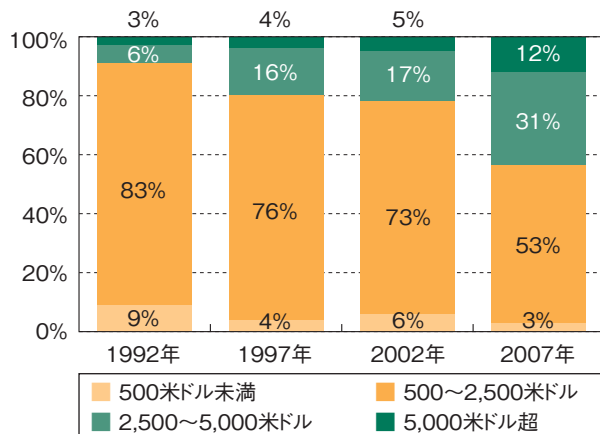
②所得の向上

中間所得層の増加

所得水準の上昇とともに高い購買意欲を有する中間所得層が増加しています。しかし、その平均的な所得水準は先進国に比べると低く（日本の1人当たりGNI※（2009年）は約41,000米ドル）、今後も更なる拡大が期待されます。

※GNI(Gross National Income)とは国民総所得のことで、国の豊かさを測る指標です。居住者が国内外から一年間に得た所得の合計です。1人当たりのGNIとは、GNIを人口で割ったものです（一人当たりのGNI=GNI÷人口）。

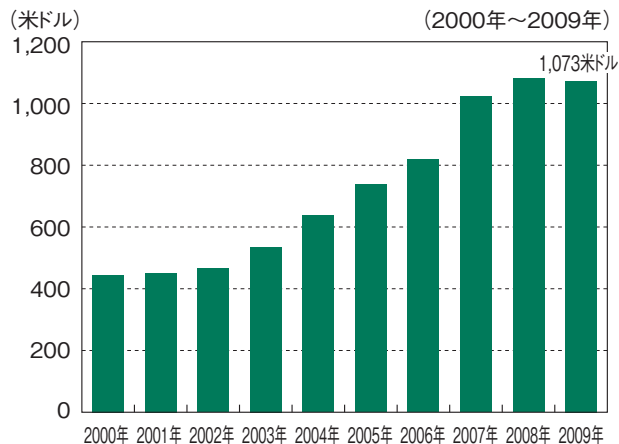
インドの年間家計可処分所得水準の分布



出所：アムンディ・ホンコン・リミテッドのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

インドの1人当たりGNI推移

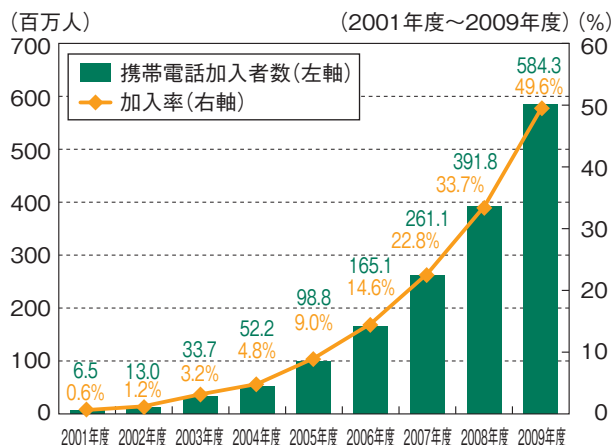


出所：国際連合「National Accounts Main Aggregates Database」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

消費の拡大

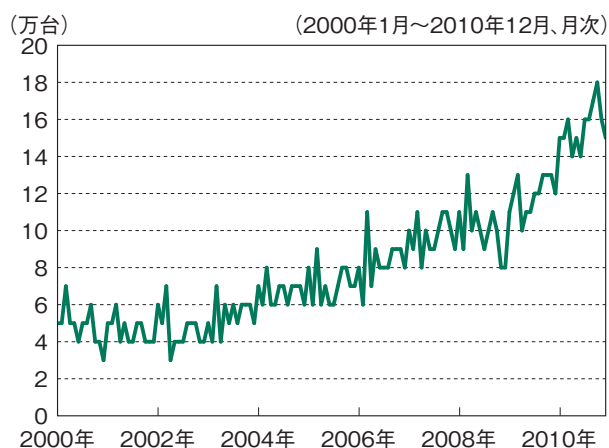
インドでは中間所得層の拡大とともに、さまざまな分野で消費が拡大しています。今後、経済成長とともに所得水準が向上し、インドにおける消費活動は更に拡大することが期待されます。

インドの携帯電話加入者数と加入率の推移



出所：インド電気通信管理局のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

インドの乗用車販売台数推移



出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*上記は過去の実績であり、今後のインドの成長性や当ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
 *上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
 *当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

追加的記載事項

③インフラ投資

インフラとは？ インフラストラクチャー(英語：Infrastructure)の略で社会的経済基盤と社会的生産基盤を形成するものの総称です。道路、橋梁、港湾、鉄道、通信情報施設、上下水道、公共施設などが含まれます。

更なる整備が求められるインフラ

近年、高い経済成長を実現しているインドですが、道路、電力、水道、ガス、鉄道などの様々な分野においてインフラ整備が遅れています。

道路

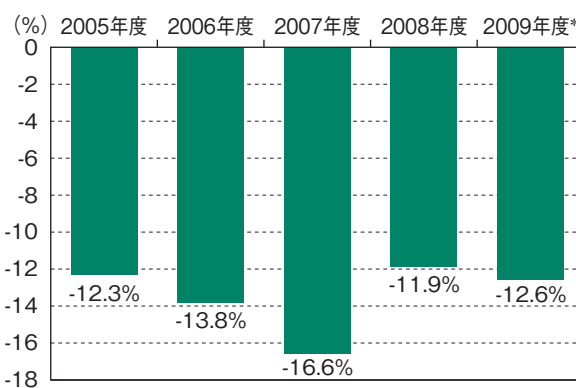
インドの高速道路(主要道を含む)は、総計70,934kmと国内全体道路網の約2%にすぎませんが、道路交通量の40%を占める状況です。交通量の拡大や道路舗装の向上を図るために、高速道路を整備することは重要課題です。



電力

IT産業において大きな注目を集めているインドですが、工業化に遅れが出ています。今後の工業化の進展には、不足している電力等エネルギー供給力の向上が必要不可欠です。

インドの電力不足率の推移



出所：インド電力省(アニュアル・レポート2009/10)のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*2009年度は2010年1月までのデータ。



大規模なインフラ投資計画

インド政府が掲げる第11次5ヵ年計画(2007年度-2011年度)では、総額約20.6兆インドルピー

(内訳)

中央政府：7.7兆インドルピー

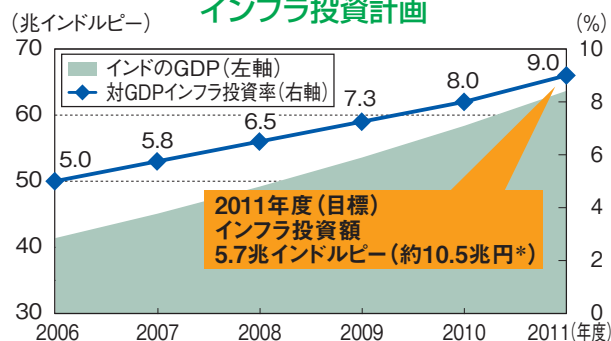
地方政府：6.7兆インドルピー

民間部門：6.2兆インドルピー

のインフラ投資を実施する予定です。

インフラ整備による総資本形成の対GDP比率は、2006年度の5%から2011年度には9%に上昇する見通しです。

インフラ投資計画



*1インドルピー=1,840円で換算(2010年12月末現在)

出所：インド政府、第11次5ヵ年計画(2007年度-2011年度)のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

写真：ムンバイ市内、アムンディ・ジャパン株式会社撮影。

*上記は過去の実績であり、今後のインドの成長性や当ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

*上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

*当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

〈ご参考〉

インド株式市場の概要(2010年12月末現在)

主な市場:ムンバイ証券取引所※¹

ナショナル証券取引所

この他に約20の証券取引所が存在します。

※¹ ムンバイ証券取引所は、1875年に設立されたアジアで最初の証券取引所です(東京証券取引所の設立は1878年)。

※² 時価総額は、1インドルピー=1.840円(2010年12月末現在)で円換算しています。

※³ 外国会社を除きます。

出所:ムンバイ証券取引所、東京証券取引所及びブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

	ムンバイ証券取引所	〈ご参考〉 東京証券取引所 第一部市場
上場銘柄数	5,034銘柄	1,670銘柄※ ³
時価総額	約134兆円※ ²	約306兆円※ ³

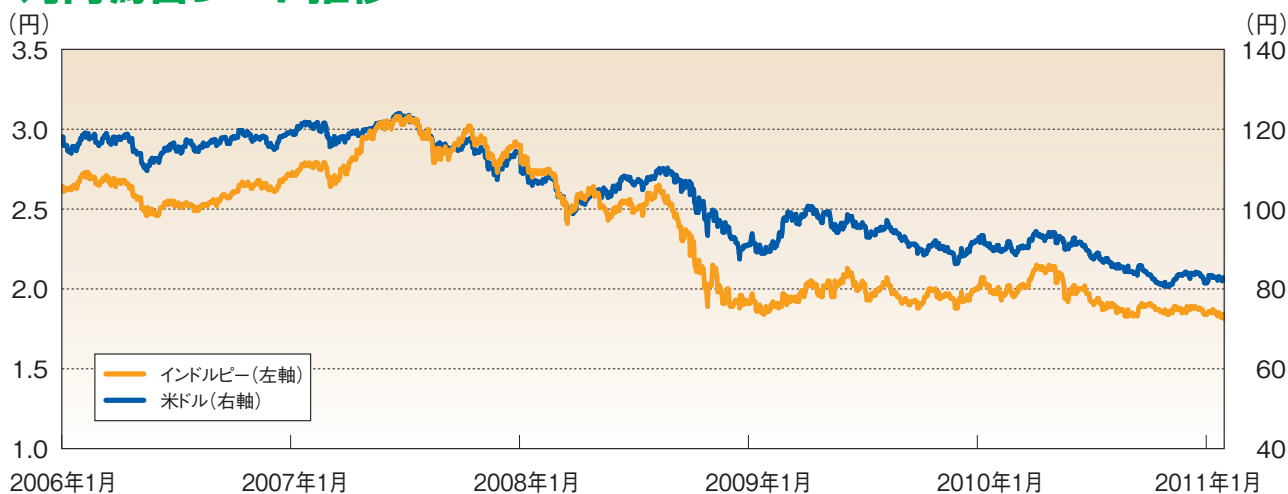
ムンバイSENSEX30種指数推移(2006年1月~2011年1月末)



※ムンバイSENSEX30種は、時価総額加重平均指数で、1978-1979年の時価総額を100として算出されます。構成銘柄は業種を代表する企業であるか否か、流動性、取引規模を勘案し選定されます。

出所:ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

対円為替レート推移(2006年1月~2011年1月末)



出所:ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*上記は過去の実績であり、今後のインドの成長性や当ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

*上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

*当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

投資リスク

◎基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。

① 価格変動リスク

ファンドの主要投資対象である「Amundi Funds インドファンド」は、主にインドの株式に投資を行います。株式の価格は、その発行体（企業）の財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。したがって、実質的に組入れられた**株式の価格が下落した場合**には、**ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

② インド株式への投資に関するリスク（カントリーリスク）

ファンドの主要投資対象である「Amundi Funds インドファンド」は、主にインドの株式を投資対象としていますが、一般に、インド等先進国以外の国の証券市場は、欧米等の先進国に比べて市場規模や取引量が小さく流動性が低いと考えられます。そのためインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きくなることが予想されます。また、当該国の政変、経済事情の変化等により市場が混乱した場合や、政府当局により有価証券取引に対して新たな規制が導入された場合等には、証券市場が大きな影響を受け、**ファンドの基準価額も大きく下落する可能性があり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

③ 為替変動リスク

ファンドは、円建で基準価額が表示される国内投信ですが、主要投資対象であるルクセンブルク籍の投資信託証券は外貨建であり、原則として為替ヘッジを行いません。したがって、ファンドの基準価額は主に円対米ドル、米ドル対インドルピーの為替相場の動きにより変動します。**円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落しファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

④ 信用リスク

株式の発行体（企業）が破産した場合、ファンドが投資対象とする投資信託証券の資金を回収することは困難となることがあります。この場合、**ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

◎その他の留意点

1. ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2. 規制の変更に関する留意点

ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。将来規制が変更された場合、ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

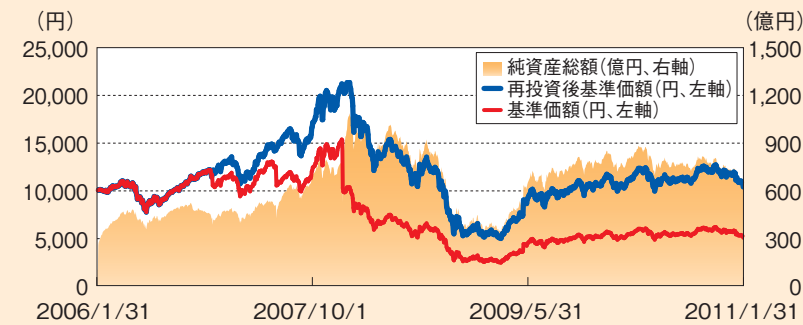
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◎リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

◎基準価額・純資産の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと表示しています。
 *基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額 5,008円 純資産総額 635億円

◎分配の推移

決算日	分配金(円)
6期(2008年12月15日)	0
7期(2009年6月15日)	0
8期(2009年12月15日)	0
9期(2010年6月15日)	0
10期(2010年12月15日)	0
設定来累計	8,771

*分配金は1万口当たり・税引前です。
 *直近5期分を表示しています。

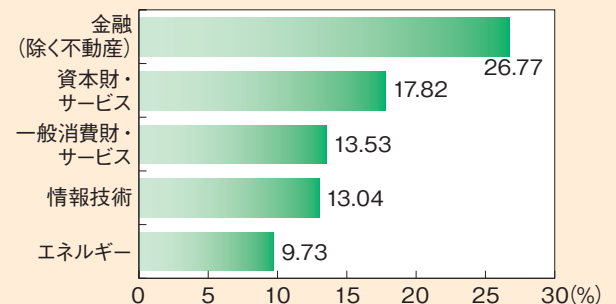
◎主要な資産の状況

◆資産配分

資産	比率(%)
Amundi Funds インdffランド (I4クラス)	98.98
CAマネーブルファンド(適格機関投資家専用)	0.32
現金等	0.70
合計	100.00

*比率は純資産総額に対する割合です。
 *現金等には未払諸費用等を含みます。

◆組入上位5業種 (Amundi Funds インdffランド)



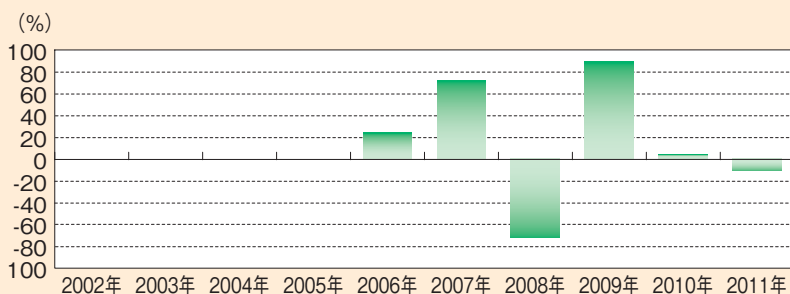
*比率はAmundi Funds インdffランドの純資産総額に対する割合です。

◆組入上位10銘柄 (Amundi Funds インdffランド)

銘柄	業種	純資産比(%)	銘柄	業種	純資産比(%)
1 インフォシス・テクノロジー	情報技術	9.39	6 ITC	生活必需品	3.72
2 リライアンス・インダストリーズ	エネルギー	8.41	7 ラーセン&トップロ	資本財・サービス	3.56
3 HDFC	金融(除く不動産)	6.66	8 タタ・コンサルタンシー・サービス	情報技術	3.06
4 HDFC銀行	金融(除く不動産)	6.41	9 タタ・モーターズ	資本財・サービス	2.56
5 ICICI 銀行	金融(除く不動産)	6.15	10 バールト重電機	資本財・サービス	2.54

*純資産比はAmundi Funds インdffランドの純資産総額に対する割合です。

◎年間収益率の推移



*収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
 *2006年は設定日(1月31日)から年末までの騰落率、2011年は1月の騰落率を表示しています。
 *ファンドにはベンチマークはありません。

◎期間騰落率

期間	騰落率(%)
1ヵ月	-10.71
3ヵ月	-12.92
6ヵ月	-6.71
1年	0.64
3年	-39.27
設定来	3.49

*騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。したがって、実際の投資家利回りとは異なります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

◎お申込みメモ

購 入 単 位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購 入・換 金 申 込 受 付 不 可 日	ファンドの休業日（東京証券取引所の休業日、香港およびインドの証券取引所の休業日、日本およびルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合）には、受付けません。
申 込 締 切 時 間	原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 の 申 込 期 間	平成23年3月15日から平成24年3月14日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信 託 期 間	無期限とします。（設定日：平成18年1月31日）
繰 上 償 還	委託会社は、ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合または信託を終了させることが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決 算 日	年2回決算、原則毎年6月15日および12月15日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収 益 分 配	年2回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の「再投資」を選択した場合、税引後無手数料で再投資されます。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年6月、12月の計算期間末ごとおよび償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けします。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除・益金不算入制度の対象ではありません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◎ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。 本書作成日現在の料率上限は3.15%(税抜3.0%)です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.26%（税抜1.20%）以内の料率※ ¹ を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。 ※1 平成23年1月31日現在：年率1.1865%（税抜1.13%） 〔信託報酬の配分〕 (年率) <table><tr><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>0.4725% (税抜0.45%)以内※²</td><td>0.735% (税抜0.70%)</td><td>0.0525% (税抜0.05%)</td></tr></table> ※2 平成23年1月31日現在：年率0.399%（税抜0.38%） 投資顧問会社への報酬は、委託会社の信託報酬から定額（半年毎：100万円）が支払われます。 信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。	委託会社	販売会社	受託会社	0.4725% (税抜0.45%)以内※ ²	0.735% (税抜0.70%)	0.0525% (税抜0.05%)
	委託会社	販売会社	受託会社					
	0.4725% (税抜0.45%)以内※ ²	0.735% (税抜0.70%)	0.0525% (税抜0.05%)					
	投資対象とする投資信託証券	「Amundi Funds インドファンド」 純資産総額に対して年率0.85%以内※ ※日本国外においてかかる費用（日本籍以外の組入投資信託証券の信託報酬）に関しては、消費税等が課税されません。 「CAマネーブルファンド（適格機関投資家専用）」 純資産総額に対して年率0.0525%～0.3675%（税抜年率0.05%～0.35%）						
実質的な負担	純資産総額に対して年率2.0280%※（税込・概算値） 平成23年1月31日現在の組入投資信託証券の各組入比率を考慮して算出しております。 ※ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。							
その他の費用・手数料	実質組入有価証券の売買委託手数料、資金の借入れにかかる借入金の利息、信託事務等の諸費用等は、投資者の負担とし、信託財産中から支払われます。 監査費用等（上限85万円（1回当たり、税込）（本書作成日現在））は6月および12月の計算期間の末日または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。							

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金 (解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約)時および償還時の差益 (譲渡益)に対して10%

- ◆上記は、平成22年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Amundi

ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント